

ヒアリングを傍聴される方への注意事項

ヒアリングを傍聴される方は、以下の点にご注意ください。

- 1 会場内では、委員長又は委員長の命を受けた事務局職員の指示に従い、会場の指定された場所に着席して傍聴してください。みだりに席を離れるなど、審議の妨げになる行為はお控えください。指示に従わない場合は、退場していただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
- 2 委員長が委員会に諮って、ヒアリングを非公開とする場合があります。非公開となった場合は、会場を退出していただきますので、あらかじめご了承ください。
- 3 児童及び乳幼児の入場は、お断りさせていただきます。
- 4 ヒアリングの開催中は、静粛に傍聴してください。発言、拍手、談笑、唱歌、賛否の表明等、進行の妨げになる行為をしないでください。
- 5 携帯電話、ポケットベル、アラーム付き時計など、会議の静粛を妨げる可能性がある機器類については、使用できないよう、電源をお切りください。
- 6 ヒアリング開催中の写真撮影、録画、録音並びに飲食、喫煙は固くお断りします。
- 7 以下のものの会場内への持ち込みは、固くお断りします。
 - ・人に危害を及ぼすおそれがある危険物
 - ・張り紙、ビラ、プラカード、垂れ幕、旗、鉢巻、腕章など、示威的な行為に使用されるもの
 - ・拡声器、楽器その他の大きな音を発することができる器具類
 - ・その他、会場内で使用することにより審議の妨げになるおそれがあるもの
- 8 ヒアリング参加業者及びその関係者はヒアリング会場に入場できません。自社のヒアリング終了後であっても同様ですので、厳守してください。

以上